

令和5年12月定例会

補正予算等特別委員会資料

1. ふるさと納税のこれまでの経過がわかる資料過去5年分

総務部 納税課

(単位:千円、件)

ふるさと納税 寄附額・寄附件数(年度別)									
令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 (11月末現在)	
金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
190,334	5,335	283,457	8,804	224,921	8,987	333,647	13,209	283,433	11,772

2.マイナンバーカードでのコンビニ交付開始からの交付数及び窓口等交付数がかかるもの（開始から直近まで）

総務部 市民税課

市民部 市民課

（単位：件）

各種証明書	平成30年度 （※1）		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度 （※2）	
	コンビニ	窓口等 （※3）	コンビニ	窓口等 （※3）	コンビニ	窓口等 （※3）	コンビニ	窓口等 （※3）	コンビニ	窓口等 （※3）	コンビニ	窓口等 （※3）
住民票の写し	253	17,192	4,354	159,842	10,786	143,566	18,973	128,689	36,430	109,370	38,550	37,461
印鑑登録証明書	151	10,517	3,055	101,186	7,420	100,019	12,456	80,603	24,062	69,308	26,954	25,647
課税（非課税）証明書	15	3,274	532	48,450	1,491	34,926	2,792	33,050	4,871	32,370	7,844	17,726
戸籍全部事項証明書	37	3,345	639	42,954	1,282	38,271	2,260	38,280	5,706	38,605	9,079	14,923
戸籍個人事項証明書	10	1,099	225	11,578	472	8,049	946	6,530	2,292	7,084	2,745	2,185
戸籍附票の写し	4	546	101	14,400	210	13,579	353	14,054	943	14,618	1,247	3,173
合計	470	35,973	8,906	378,410	21,661	338,410	37,780	301,206	74,304	271,355	86,419	101,115

（※1）コンビニは交付開始の平成31年3月3日以降の交付数

窓口等は3月1日以降の交付数

（※2）令和5年10月31日時点

（※3）各年度の窓口等は各出張所、行政センター等を含む

各年度の窓口等には郵送請求を含む

3. 乳児院・児童養護施設・障害児入所施設の在籍人数及び里親・ファミリーホームへの措置児童数
(令和4年4月1日、令和5年4月1日、令和5年10月1日)

子ども未来部 子ども支援課

(単位:人)

	令和4年4月1日現在	令和5年4月1日現在	令和5年10月1日現在
乳児院	6	8	8
児童養護施設	41	37	40
障害児入所施設	19	20	22
里親	10	11	14
ファミリーホーム	4	6	6
計	80	82	90

4. 一時保護児童の実績（令和3年度、令和4年度、令和5年度直近）

子ども未来部 子ども支援課

（単位:人）

	一時保護児童	備考
令和3年度	71	奈良県が実施した奈良市管内分
令和4年度	84	
令和5年度11月末	98	

5. 児童虐待相談対応件数（相談種別）の実績（平成25年度～令和4年度）

子ども未来部 子ども支援課

（単位:件）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体的虐待	116	120	173	178	160	177	191	259	257	311
ネグレクト	143	175	179	247	244	247	281	293	263	289
心理的虐待	191	250	273	418	409	429	448	538	570	635
性的虐待	4	4	2	3	4	9	4	7	6	3
計	454	549	627	846	817	862	924	1,097	1,096	1,238

6. 奈良市子どもセンター（児童相談所）児童相談種類別受付件数（令和4年度）

子ども未来部 子ども支援課

（単位:件）

養護相談 （児童虐待含む）	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
434	754	59	49	57	1,353

7. 太陽光発電設備導入可能性診断調査の対象施設予定一覧

環境部 環境政策課

番号	名称	番号	名称
1	大安寺小学校	26	済美バンビーホーム
2	東市小学校	27	大宮バンビーホーム
3	辰市小学校	28	東市バンビーホーム
4	帯解小学校	29	鶴舞バンビーホーム
5	富雄南小学校	30	伏見バンビーホーム
6	田原小学校	31	都跡バンビーホーム
7	柳生小学校	32	平城バンビーホーム
8	興東小学校	33	富雄北バンビーホーム
9	登美ヶ丘小学校	34	鳥見バンビーホーム
10	西大寺北小学校	35	辰市バンビーホーム
11	平城西小学校	36	六条バンビーホーム
12	大安寺西小学校	37	登美ヶ丘バンビーホーム
13	ならやま小中学校	38	大安寺バンビーホーム
14	朱雀小学校	39	西大寺北バンビーホーム
15	月ヶ瀬小学校	40	明治バンビーホーム
16	都祁小学校	41	青和バンビーホーム
17	田原中学校	42	ならやまバンビーホーム
18	興東館柳生中学校	43	大安寺西バンビーホーム
19	二名中学校	44	朱雀バンビーホーム
20	平城中学校	45	三碓バンビーホーム
21	登美ヶ丘北中学校	46	済美南バンビーホーム
22	都跡中学校	47	あやめ池バンビーホーム
23	月ヶ瀬中学校	48	伏見南バンビーホーム
24	都祁中学校	49	平城西バンビーホーム
25	飛鳥バンビーホーム	50	鼓阪北バンビーホーム

番号	名称	番号	名称
51	佐保台バンビーホーム	76	伏見公民館
52	富雄第三バンビーホーム	77	平城公民館
53	二名バンビーホーム	78	京西公民館
54	佐保川バンビーホーム	79	富雄南公民館
55	椿井バンビーホーム	80	平城西公民館
56	左京バンビーホーム	81	興東公民館
57	富雄南バンビーホーム	82	中部公民館
58	東登美ヶ丘バンビーホーム	83	三笠公民館
59	帯解バンビーホーム	84	都跡公民館
60	都祁バンビーホーム	85	春日公民館
61	月ヶ瀬バンビーホーム	86	二名公民館
62	柳生バンビーホーム	87	都祁公民館
63	田原バンビーホーム	88	柳生公民館
64	興東バンビーホーム	89	飛鳥公民館
65	HOP青山	90	大安寺西地域ふれあい会館
66	HOPあやめ池	91	東里地域ふれあい会館
67	西部図書館	92	柳生地域ふれあい会館
68	月ヶ瀬公民館	93	伏見地域ふれあい会館
69	登美ヶ丘公民館	94	とみの里地域ふれあい会館
70	南部公民館	95	東市地域ふれあい会館
71	富雄公民館	96	西大寺北地域ふれあい会館
72	若草公民館	97	佐保地域ふれあい会館
73	登美ヶ丘南公民館	98	済美地域ふれあい会館
74	平城東公民館	99	辰市地域ふれあい会館
75	田原公民館	100	左京地域ふれあい会館

番号	名称	番号	名称
101	佐保台地域ふれあい会館	126	西大寺分署
102	右京地域ふれあい会館	127	北消防署
103	朱雀地域ふれあい会館	128	月ヶ瀬行政センター
104	帯解地域ふれあい会館	129	東部出張所
105	月瀬地域ふれあい会館	130	都祁行政センター
106	青和地域ふれあい会館	131	青少年野外活動センター
107	佐保川地域ふれあい会館	132	勤労者総合福祉センター
108	都跡地域ふれあい会館	133	休日夜間応急診療所
109	明治地域ふれあい会館	134	都祁保健センター
110	中央体育館	135	湖畔の里つきがせ
111	中央武道場	136	月ヶ瀬梅の資料館
112	第二体育館	137	都祁交流センター
113	第二武道場	138	ボランティアセンター
114	弓道場	139	高の原自転車駐車場
115	南部生涯スポーツセンター	140	ワーケーションルームONOONO
116	西部生涯スポーツセンター		
117	都祁体育館		
118	月ヶ瀬体育館		
119	ならまちセンター		
120	消防局第2庁舎		
121	富雄分署		
122	東部分署		
123	月ヶ瀬分署		
124	南部分署		
125	佐保分署		

8 ガス冷却塔下シュート改修工事の詳細がわかるもの

1号炉ガス冷却塔下シュート改修工事

ガス冷却塔下シュートは老朽化による耐火物の脱落やシュートケーシングが腐食の経年劣化による外気を吸い込む状態などの焼却能力低下の影響が懸念されるため更新が必要

内部



東側面



南側面



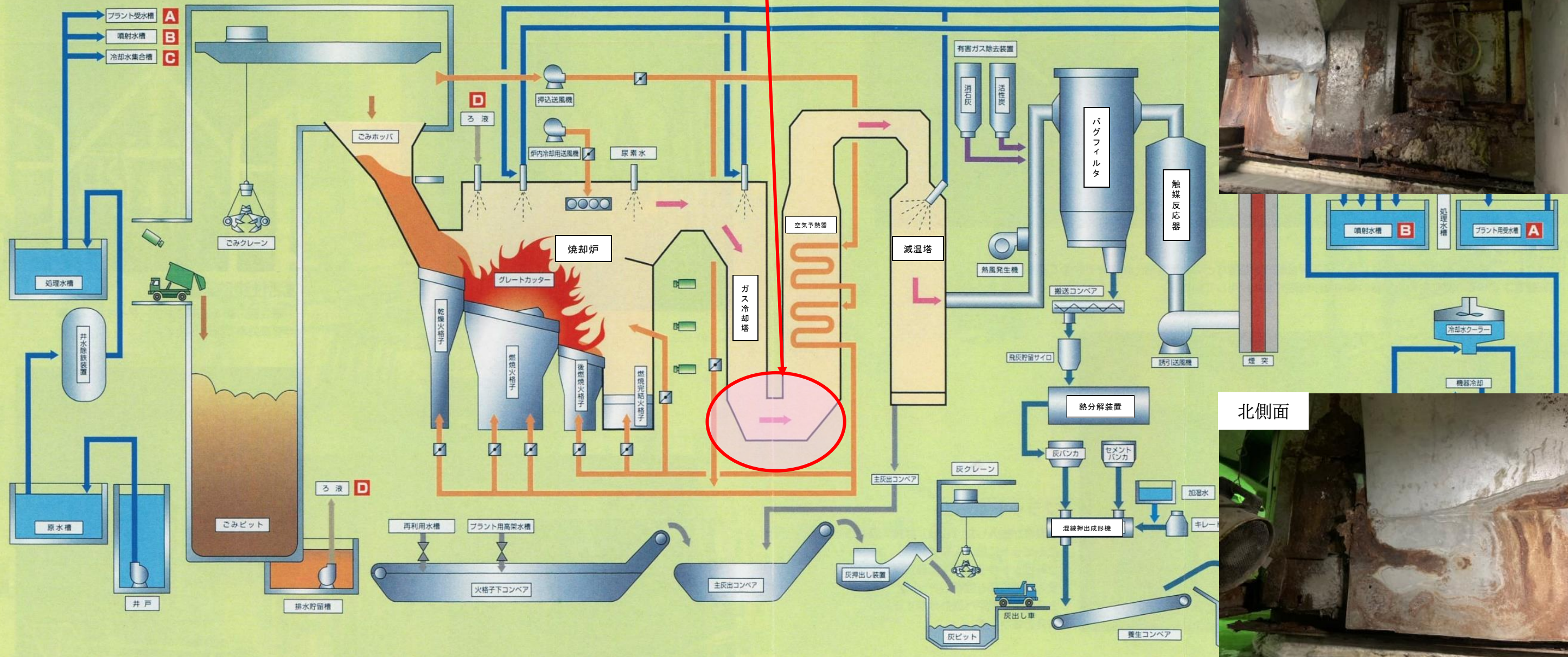
北側面



北側面



フローシート



9. 都祁体育館・都祁生涯スポーツセンター関連施設など5施設の過去5年間の利用推移

市民部 都祁行政センター地域振興課

(単位：人)

施設名	平成30年度	平成31年度/令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
都祁体育館	8,542	8,771	6,673	9,024	8,893
都祁生涯スポーツセンターコート	3,163	2,808	2,928	3,082	2,873
都祁生涯スポーツセンター多目的コート	305	223	55	172	290
都祁生涯スポーツセンタークラブハウス	440	240	0	20	20
都祁生涯スポーツセンター球技場	13,260	11,559	7,600	14,466	14,903

10.補正予算で提案されている「地方公共団体の基幹業務システムの標準化等に向けたシステム改修」について、 内容がわかる資料（共通基盤、総合税、住民情報）

総合政策部 DX推進課
総務部 市民税課
市民部 市民課

1. 共通基盤システムについて（DX推進課）

- 全国的に自治体が利用する基幹業務システムについては、国の提示する「標準仕様書」に基づき原則ガバメントクラウド上に構築される「標準準拠システム」に令和7年度末までに移行することになっています。
- 標準準拠システムや、標準化対象外業務システムおよび関連するシステムについては、共通基盤システムによって円滑な連携が可能となります。そのための作業を令和6年1月から開始する予定です。

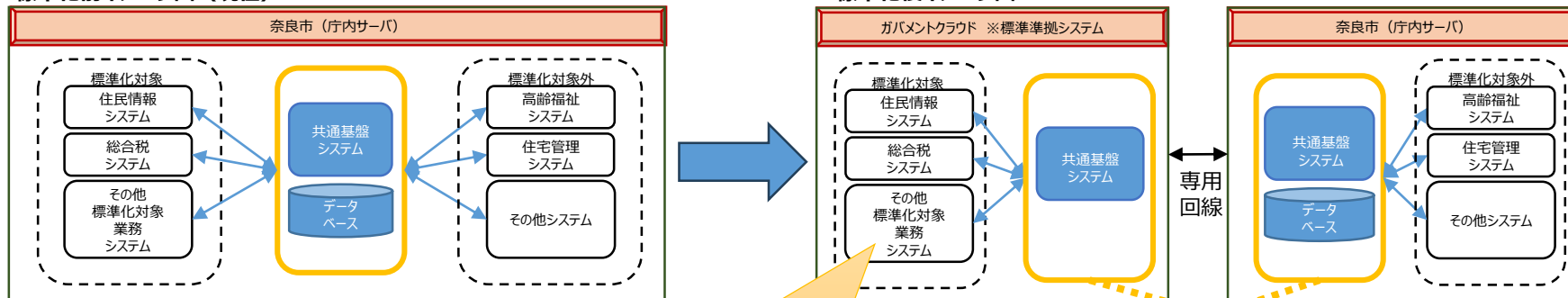
○共通基盤システムについて

- 奈良市の基幹系業務システムでは、機能の重複実装を回避するため、共通機能（データ連携、印刷、監視など）を集約した、「共通基盤システム」を運用しています（令和6年12月までの契約）。
- 本システムは、標準準拠システムの円滑な連携を可能とするためガバメントクラウド上に一部機能を新たに構築するとともに、標準化対象外業務システムや関連するシステムとの連携のため、標準化後も必要最小限の機能で継続運用する必要があります。
- 標準化対象業務システムが、令和7年1月から令和8年3月にかけて順次ガバメントクラウドへ移行していくための連携維持の役割も果たします。

○補正予算の内容について

- 下図右側の新たな共通基盤システムは令和7年1月の稼働を予定しており、開発期間を考慮し、令和5年度から作業着手する必要があります。令和5年度は、データ連携の方法や、印刷や監視など継続機能の検討及び環境構築準備等を行います。→ 37,000千円
- 令和6年度には詳細設計、構築、移行を行う予定であり、それにかかる費用については令和6年度予算で予算措置を行う予定です。

標準化前イメージ図（現在）



※住民情報、総合税以外のシステムは、令和7年1月以降に順次ガバメントクラウド上に移行する予定

令和5年度：要件設計
令和6年度：詳細設計、構築、移行

2. 総合税システムについて（市民税課）

- 全国的に自治体が利用する基幹業務システムについては、国の提示する「標準仕様書」に基づき原則ガバメントクラウド上に構築される「標準準拠システム」に令和7年度末までに移行することになっています。
- 奈良市の総合税システムについては、標準化対応を統括しているCIO・DX推進課との協議により、令和6年12月末までに移行することになっています。
- そのための作業を令和6年1月から開始する予定です。

○補正予算の内容について

①現在の総合税システムをガバメントクラウドにシフトするための費用

デジタル庁のガバメントクラウド先行事業を活用して現在の総合税システムをガバメントクラウドに移行し様々な検証を行うための費用及び標準化対応に向けた各種設定確認、データ移行方式を検証する費用。→55,000千円

- 令和6年4月以降にガバメントクラウド上で標準仕様総合税システムに移行する予定であり、そのための環境設定及びデータ移行、各種テストなどの費用については令和6年度予算で予算措置を行う予定。

②関連システム整備のための費用

令和5年4月から標準仕様システムによる業務の進め方を検討。

その検討の中で市民サービスや業務の正確性・効率性を考えて機能の追加を行う必要があると考えられるものについて外付けシステムとして整備するための費用。→54,000千円（債務負担）

- 具体的には①税業務においては多量のデータを処理する必要があることからデータ抽出・整備・突合せするための関連システム ②迅速なデータ検索のための関連システム ③様々な通知などを送付する必要があることから柔軟にデータ出力を行うための関連システム などである。

3. 住民情報システムについて（市民課）

- 全国的に自治体が利用する基幹業務システムについては、国の提示する「標準仕様書」に基づき原則ガバメントクラウド上に構築される「標準準拠システム」に令和7年度末までに移行することになっています。
- 奈良市の住民情報システムについては、標準化対応を統括しているCIO・DX推進課との協議により、令和6年12月末までに移行することになっています。
- そのための作業を令和6年1月から開始する予定です。

○補正予算の内容について

標準仕様住民情報システムの構築を行うための費用 → 61,000千円

- 標準仕様住民情報システムは令和7年1月の稼働を予定しており、開発期間を考慮し、令和5年度から作業着手する必要があります。
- 令和6年4月以降にガバメントクラウド上で標準仕様住民情報システムに移行する予定であり、そのための環境構築などの費用については令和6年度予算で予算措置を行う予定です。

1 1 . 市立奈良病院において外来患者の土曜日休診となる診療科名および患者数のこれまでの推移（10年間）

健康医療部 医療政策課

診療科名	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31 (R元)年	R2年	R3年	R4年	R5年 (1~11月)
総合診療科 (土曜日)	1,107人	1,215人	1,200人	1,246人	1,093人	1,043人	1,029人	888人	597人	714人	380人
小児科 (土曜日)	1,312人	1,435人	1,427人	1,405人	1,241人	1,252人	1,242人	768人	571人	590人	425人
合計 (土曜日)	2,419人	2,650人	2,627人	2,651人	2,334人	2,295人	2,271人	1,656人	1,168人	1,304人	805人
月平均 (土曜日)	202人	221人	219人	221人	195人	191人	189人	138人	97人	109人	73人
一日平均 (土曜日)	47人	51人	51人	51人	45人	44人	44人	32人	22人	25人	17人

※月平均は「合計/12か月 (R5年のみ11か月)」、一日平均は「合計/52週 (R5年のみ47週)」で計算。端数は四捨五入。

12. 市営住宅において指定管理制度を導入可能な業務についての住宅課と指定管理者の業務分担がわかるもの

都市整備部 住宅課

公営住宅の管理のうち、入居者の決定及び公営住宅の明渡し等は、公営住宅法において事業主体である地方公共団体が行うこととされている。そのため、指定管理者の業務範囲は、「行政判断が不要な機械的事務、事実行為」に限定される。

管理事務の内容	公営住宅法において事業主体である地方公共団体が行うこととされている事務	行政判断が不要な機械的事務、事実行為の例示
入居に関する事務	○入居者の募集（22条1項）	○募集行為、申込みの受付
	○特定入居（22条1項）	
	○入居者の決定、借上げ公営の入居者に対する通知（25条1・2項）	○入居決定等の通知行為
維持管理に関する事務	○修繕（21条）	○修繕行為
	○他の用途との併用の承認（27条3項）	○申請の受付、承認の通知行為
	○模様替え、増築の承認（27条4項）	○申請の受付、承認の通知行為
同居者の居住に関する事務	○中途同居者の承認（27条5項）	○申請の受付、承認の通知行為
	○入居者の死亡・退去時における同居者の入居承継の承認（27条6項）	○申請の受付、承認の通知行為
明渡しに関する事務	①高額所得者に対する明渡しの請求（29条1項）	○請求の通知行為
	②高額所得者の明渡期限の延長（29条8項）	○申し出の受付、延長の通知行為
	③収入超過者に対する他の住宅のあっせん（30条1項）	○あっせん行為
	④不正入居者等に対する明渡しの請求（32条1項）	○請求の通知行為
	⑤借上期間満了に伴う明渡請求の事前通知（32条5項）	○通知行為
	⑥借上契約終了の場合の借地借家法34条1項に基づく通知（32条6項）	○通知行為
	⑦上記①又は③における収入状況の報告の請求等（34条）	
家賃に関する事務	①家賃の決定（16条1項）	○収入の申告の受付 ○決定家賃の通知行為 ○家賃の徴収行為
	②近傍同種家賃の決定（16条2項）	
	③家賃の減免（16条5項）	
	④敷金の徴収（18条1項）	○敷金の徴収行為
	⑤敷金の減免（18条2項）	
	⑥家賃又は敷金の徴収猶予（19条）	
	⑦収入超過者の家賃の決定（28条2項）	○収入の申告の受付
	⑧収入超過者の家賃の減免、徴収猶予（28条3項）	
	⑨明け渡さない高額所得者に対する金銭徴収（29条7項）	○決定金銭の通知行為 ○金銭の徴収行為
	⑩高額所得者の家賃・金銭の減免、徴収猶予（29条9項）	
	⑪明渡請求を受けた不正入居者に対する金銭の徴収（32条3項）	
	⑫明渡請求を受けた家賃滞納者等に対する損害賠償の請求（32条4項）	○決定金銭の通知行為 ○金銭の徴収行為
	⑬上記①、③、⑤、⑥、⑦、⑧又は⑩における収入状況の報告の請求等（34条）	

(民間委託が不可能な範囲)

(民間委託可能な範囲)

国土交通省「既存民間住宅を活用した借上公営住宅の供給の促進に関するガイドライン（案）」を奈良市都市整備部住宅課にて一部修正（法改正に伴う条項番号の変更）

13_今年度の公民館運営において公民館長の兼務（複数館担当等）の状況がわかる資料

教育部 地域教育課

公民館館長一覧

番号	公民館名	令和5年度（令和5年4月1日現在）	令和4年度（令和4年4月1日現在）
		氏名	氏名
1	生涯学習センター	■■■■■	■■■■■
2	中部公民館	■■■■■	■■■■■
3	西部公民館	■■■■■	■■■■■
4	南部公民館	■■■■■	■■■■■
5	三笠公民館	■■■■■	■■■■■
6	田原公民館	■■■■■	■■■■■
7	富雄公民館	■■■■■	■■■■■
8	柳生公民館	■■■■■（兼務：興東公民館長）	■■■■■
9	若草公民館	■■■■■	■■■■■
10	登美ヶ丘公民館	■■■■■	■■■■■
11	興東公民館	■■■■■	■■■■■
12	春日公民館	■■■■■	■■■■■
13	二名公民館	■■■■■	■■■■■
14	京西公民館	■■■■■	■■■■■
15	平城西公民館	■■■■■	■■■■■
16	伏見公民館	■■■■■	■■■■■
17	富雄南公民館	■■■■■	■■■■■
18	平城公民館	■■■■■	■■■■■
19	飛鳥公民館	■■■■■	■■■■■
20	都跡公民館	■■■■■	■■■■■
21	登美ヶ丘南公民館	■■■■■	■■■■■
22	平城東公民館	■■■■■	■■■■■
23	月ヶ瀬公民館	■■■■■（兼務：田原公民館長）	■■■■■
24	都祁公民館	■■■■■	■■■■■

14 高の原自転車駐車場の施設概要と令和4年度駐車利用車種別日平均台数利用実績

環境部 環境政策課

(1) 施設概要

施設名称	奈良市高の原第一自転車駐車場		奈良市高の原第二自転車駐車場		奈良市高の原第三自転車駐車場		奈良市高の原第四自転車駐車場	
住所	奈良市右京一丁目14番地		奈良市朱雀三丁目23番地		奈良市右京一丁目14番地		奈良市右京一丁目12番地	
供用開始年月	昭和60年11月		昭和60年11月		昭和62年4月		平成19年9月	
収容台数	550		1,260		600		350	
駐車利用車種及び車種別収容台数(内訳)	自転車	459	自転車	940	自転車	471	自転車	280
	原動機付自転車	59	原動機付自転車	320	原動機付自転車	129	原動機付自転車	70
	小型自動二輪車(125cc以下)	32	-	-	-	-	小型自動二輪車(125cc以下) ~大型自動二輪車(400cc超)	

(2) 駐車利用車種別利用実績(令和4年度)

施設名称		奈良市高の原第一自転車駐車場			奈良市高の原第二自転車駐車場			奈良市高の原第三自転車駐車場			奈良市高の原第四自転車駐車場		
利用実績(日平均台数)		利用台数	※1		利用台数	市内		利用台数	市内		利用台数	市内	
			市内	市外		市内	市外		市内	市外		市内	市外
自転車	定期(1か月)	17	12	5	227	173	54	274	138	136	-	-	-
	一時	6	-	-	72	-	-	52	-	-	54	-	-
原動機付自転車	定期(1か月)	12	10	2	96	37	59	81	33	48	-	-	-
	一時	1	-	-	11	-	-	7	-	-	※2	26	-
小型自動二輪車(125cc以下)	定期(1か月)	16	11	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	一時	1	-	-	-	-	-	-	-	-	※2	-	-
計		53	(稼働率) 9.6%		406	(稼働率) 32.2%		414	(稼働率) 69.0%		80	(稼働率) 22.9%	

※1 定期利用のみ市内・市外の利用区分がある。

※2 高の原第四自転車駐車場については、定期利用はなく一時利用のみ。また、原動機付自転車、小型自動二輪車(125cc以下)~大型自動二輪車(400cc超)の利用区分はないため、

それらの利用実績は原動機付自転車の実績に全て含めて表記している。

15、選定された音声館の指定管理者の提案の詳細が分かるもの

19、議案第145号の指定管理者の選定に関する資料

(大正大学地域連携教育推進協議会から提出された申請書、事業計画書、収支予算書、団体役員名簿、及び、市と協議会との選定に関するメール、FAXなどやり取りがわかるもの)

市民部 文化振興課

様式第1号

奈良市音声館指定管理者指定申請書

令和5年11月2日

(あて先)
奈良市長

主たる事務所の
所在地 東京都豊島区西巣鴨3丁目20-1

申請者 団体の名称 学校法人大正大学

代表者氏名 理事長 岡本 宣丈

奈良市音声館の指定管理者の指定を受けたいので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき、申請します。

なお、当団体が奈良市音声館指定管理者募集要項に掲げる申請の資格を満たしていることを申し立てるとともに、奈良市が申請の資格の確認のために、関係する機関に照会することを承諾します。

添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ● 共同体にあつては、指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書（様式第1号の2） ● 共同体にあつては、共同体による指定管理者の指定の申請の手続に係る委任状（様式第1号の3） ● 奈良市音声館指定管理者事業計画書（様式第2号） ● 奈良市音声館指定管理者収支予算書（様式第3号） ● 団体の定款、寄付行為の写し及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、会則その他これに類する書類の写し及び代表者の住民票の写し） ● 団体の前事業年度の事業報告書、収支計算書及び貸借対照表その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類 ● 団体の現事業年度の事業計画書及び収支予算書その他活動の内容及び財務の状況がわかる書類 ● 団体の役員名簿（様式第4号） ● 団体が令和4年度分の法人市町村民税（法人市町村民税の課税対象以外の団体の場合は、団体の代表者の個人市町村民税）の滞納がない旨の証明書（納税証明書又は非課税証明書等） ● 誓約書（様式第7号） 			
	氏名	[Redacted]		
	部署	[Redacted]		
	電話番号	[Redacted]	ファクシミリ番号	[Redacted]
	E-mail	[Redacted]		

様式第1号の2

指定管理者の指定の申請に係る共同体結成に関する届出書

令和5年11月2日

(あて先)
奈良市長

[共同体を代表する構成員] 所在地 東京都豊島区西巣鴨3丁目20-1

名称又は商号 学校法人大正大学

代表者氏名 理事長 岡本 宣丈

奈良市音声館の指定管理者の指定を受けるため、次の構成員による共同体を結成しましたので、届け出ます。

共同体の名称 大正大学地域連携教育推進協議会

[構成員] 所在地 東京都豊島区西巣鴨8丁目20-1

名称又は商号 学校法人大正大学

代表者氏名 理事長 岡本 宣丈

[構成員] 所在地 東京都豊島区西巣鴨3丁目20-1

名称又は商号 株式会社ティー・マップ

代表者氏名 代表取締役 石田 順子

[構成員] 所在地

名称又は商号

代表者氏名

共同体による指定管理者の指定の申請の申請の手続に係る委任状

令和5年11月 2日

(あて先)
奈良市長

共同体の名称 大正大学地域連携教育推進協議会

[構 成 員] 所在地 東京都豊島区西巣鴨 3 丁目 20-1
名称又は商号 学 校 法 人 大 正 大 学
代表者氏名 理事長 岡本 宣文

[構 成 員] 所在地 東京都豊島区西巣鴨 3 丁目 20-1
名称又は商号 株 式 会 社 ティー・エー・エス
代表者氏名 代表取締役 石田 順子

[構 成 員] 所在地
名称又は商号
代表者氏名

次の構成員に、共同体を代表して奈良市音声館の指定管理者の指定の申請の手続を行う権限を委任します。

[共同体を代表する構成員] 所在地 東京都豊島区西巣鴨 3 丁目 20-1
名称又は商号 学 校 法 人 大 正 大 学
代表者氏名 理事長 岡本 宣文

印

奈良市音声館指定管理者事業計画書

1. 団体の概要					
団体の名称	学校法人 大正大学				
代表者の職氏名	大正大学 理事長 岡本 宣文				
団体の所在地	〒170-8470 東京都豊島区西巣鴨三丁目20番1号				
上記の団体の所在地が奈良市以外の場合、奈良市内にある支店・営業所・その他の拠点について記入してください。支店等がない場合は記入の必要はありません。					
支店等の名称					
支店等の所在地					
設立年月日	1926(大正15)年4月5日	資本金	0円	従業員数 構成員数	318人
設立目的	教育基本法および学校教育法に従い、建学の理念である仏教精神「智慧と慈悲の実践」により人間を総合的に理解し、人類の福祉に貢献する人材を養成することを目的とする。				
主な活動の内容	仏教学部、文学部、表現学部、地域創生学部等6学部10学科と3研究科による各種学位プログラムを提供し、理論教育だけでなく全国各地での長期滞在型のフィールド学修やアントレプレナーシップ養成等の実践教育にも力を入れた教育カリキュラムを開発・運用している。また、研究活動においては学部・研究科に加え、4の附属研究所を要しており、特に「地域構想研究所」は地域課題の解決を目指して全国の地域との連携・共創活動を展開している。				
類似施設の管理運営その他類似業務の実績	南三陸研修センター（大正大学が設立した一般社団法人）：東日本大震災後、宮城県南三陸町との連携・共創事業として、本学が出資して、宿泊・研修施設を運営している。年間延べ8,000名（一般利用者含む）が利用する施設にまで成長し、ボランティア活動や防災・減災等の研修教育プログラム等を開発・運用している。				
申請の動機	「奈良市音声館運営の新たなビジョン」が示され、そこでは伝統的な芸能芸術の継承・振興や市民の交流の場の提供という従来の音声館の目的に加え、「創造性に富んだ人材の発掘・育成」や「多地域・多世代の交流」によって社会的・経済的効果を波及的に生み出すことが掲げられている。下記のような性質や実践経験を持つ本学は、この方針に大いに共感し、その実現のため、奈良市民の方々の公益のために尽力したいと考				

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

えたのが申請の動機である。

本学は、三宗四派による、宗派にとらわれない多様性をもった仏教系大学として100年近くの歴史を有し、日本古来の文化や伝統的な芸能芸術にも深い関わりを持っている。また、伝統だけでなく様々な時代の文学、芸術、メディア等多岐にわたる表現文化を専門とする学部(表現学部)も有し、創造性に富んだ人材の育成や地域住民の文化向上に資するような、文化にまつわる多彩なイベントやプロジェクトに積極的に取り組んできた。

さらに、現代の地域社会が抱える諸課題について、学問的・教育的見地からいち早くその解決に向け、「地域主義」を掲げて挑戦的な教育・研究活動を続けてきた。とくに2014年に設立された本学の附属研究所である地域構想研究所は、全国各地域が抱える課題と本学が有する教育・研究機能とを結び付け、両者がその課題解決に向けて連携・共創する取り組みを続けてきた。現在では100を超える自治体と連携・協力関係を築いており、その一部の地域では、実際に学生や研究員が現地へ長期滞在して地域の課題解決を図る取り組みを継続的に行っている。

本学が蓄積してきたこれまでの実践経験や人的・組織的・地域的ネットワークが、音声館の従来の目的や今般示された「新たなビジョン」の実現のために大いに活かせるのではないかと考える。また、奈良市民の方々を中心として多様な人々とともに実施していく奈良市音声館での事業や活動を多方面へ発信できることは、本学の社会理念や教育理念をさらに広く認知してもらい、賛同者を増やしていく上で本学にとっても非常に大きな意味を持っている。

2 事業計画について

(1) 奈良市音声館の現状に関する分析

○奈良市音声館の現状(概況)

入手可能な資料^{*)}によれば、来場者数は平成13年には84,865人だったが、近年では平成26年度には69,895人、令和4年度には41,752人と減少傾向にある。

また、やや古い調査にはなるが、河口・多治見(1999)^{**)}は、音声館への来場者が高齢女性や小学生、奈良市内の住民に偏っていること、新規の来場者ではなく固定客に偏っていることを指摘している。この特徴は、音声館が奈良市民にとって身近な施設であり、一定数のファンを獲得していることを意味するといえるが、他方で、女性や小学生以外の層や、市外・県外の人たちも来場する余地が大いに残されているともいえる。音声館のこれまでの約30年間の蓄積を継承して従来の利用者を確保しつつ、さらに新規の利用者を獲得するための事業を展開することは有意義だろう。

*「平成14年度 包括外部監査の結果報告書」、「奈良市音声館施設利用状況」、「奈良市音声館運営の新たなビジョン」

**河口・多治見(1999)「地域文化発展のための担い手としての地域文化施設の運営と役割に関する研究—奈良市音声館における自主事業の現状分析から—」

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

○来場者数・入場者数と使用率の推移

令和元年度と令和4年度を比較すると、来場者数は58,102人から41,752人と30%近く減少している。また、来場者数のうち施設利用の入場者数が占める割合は約30%弱であり、令和元年度から令和4年度にかけて30%強減少している(17,694人→11,939人)。

施設の使用率(令和4年度)は、「プレイルーム2」や「ホール」は60%を超えているが、平均で見れば約40%である。先にも言及したとおり、リピーターによる利用を維持しつつ、さらに市外・県外も含めた多様な属性の新規来場者を獲得する余地は大いにあるだろう。

○維持管理コスト

令和2年度以降、人件費が全支出に対して90%以上を占めている(平均4,500万円)。また、特に留意すべきは昨今の燃料費の高騰等により光熱水費が2倍近くに急騰していることである(令和2年度:2,524,941円→令和4年度:4,790,098円)。提供するサービスの質を維持・向上しつつ、新技術の導入等による地道かつ徹底的な効率化によって人件費や光熱水費を縮減することが求められる。

(2) 奈良市音声館の管理運営に関する基本方針

関連する条例等(「奈良市音声館条例」、「奈良市音声館条例施行規則」)を遵守し、「第5次奈良市総合計画」や「第2次奈良市文化振興計画」に基づき、これまでの音声館の取り組みも継承して、伝統的な芸能芸術の継承・振興および市民の文化の向上に資する取り組みを継続する。

さらに、上記「文化振興計画」に記載されている基本方針や主要課題および「奈良市音声館運営の新たなビジョン」を踏まえ、より発展的な取り組みとして、奈良市民を中心として、市外・県外を含む多様な地域の多様な世代による交流を促進し、また文化振興に資する活動や次世代を担う創造的な人材の育成ができる拠点として活動すること、で、文化的効果に加えて、社会的・経済的な効果、すなわち、都市における新たな価値創造や地域社会の課題解決を目指す^{***)}。

なお、提案する企画事業と自主事業のいずれにおいても、事業の前提となる基盤として下記(3)①等で詳述するように、安定的な施設管理を徹底し、利用者への公平性を確保し、かつサービスや利便性の向上と経費の縮減に努める。

*「第2次奈良市文化振興計画」基本方針(8)「文化に係る交流の促進に関すること」および主要な課題③「文化による人と人とのつながりの創出」

**同上 基本方針(10)「文化の振興のための学術研究の拠点づくりに関すること」および主要な課題⑥「都市の新たな価値創造につながる地域文化資源・地域人材の活用」

***同上 主要な課題⑦「社会課題解決につながる様々な分野との連携」

(3) 奈良市音声館における事業の実施計画

① 施設管理事業の実施計画

■基本的な考え方(概要)

「奈良市音声館条例」および「奈良市音声館指定管理者業務仕様書」を遵守し、音声館および附属設備について細心の注意をもって維持管理業務を遂行した上で、それらの

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

使用について幅広く人々に周知し、利用者に対して公平かつ利便性の高い方式で受付業務・貸出業務を行う。

■施設・設備の使用の受付業務

○使用に関する情報を幅広く周知する方策

施設・設備の使用やその詳細について、奈良市音声館のホームページで公開するだけでなく、そのリンク URL 等を他の媒体でも広報活動することによって、より広く周知する。

○ [Redacted]

○使用制限の該当の有無に関する確認の徹底

「奈良市音声館条例」で指摘されている使用制限に該当しないかどうかの判断を適切に行うため、 [Redacted]

■施設・設備の維持管理業務

○施設・設備の保守・保全、設備の点検、清掃等

「奈良市音声館指定管理者業務仕様書」および「施設・設備保守管理及び日常整備等業務一覧」と「奈良市音声館備品一覧表」に基づいて全職員が細心の注意をもって管理を行う。具体的な方法については下記 (7) にて詳述する。

○安全管理

「奈良市音声館指定管理者業務仕様書」および「施設・設備保守管理及び日常整備等業務一覧」に基づいて全職員が日常の定期巡回や細やかな点検を行う。具体的な方法については下記 (8) ①にて詳述する。

○緊急時の対応

危機管理・消防に関する奈良市の方針や計画（「奈良市安全安心まちづくり基本計画」、「奈良市地域防災計画」、「奈良市国民保護計画」）に基づいて、利用者の安全を最優先として全職員で適切かつ迅速に対応する。具体的な方法については下記 (8) ②にて詳述する。

■人員配置と研修

常勤職員●名それぞれを各業務の担当とするが、研修等による相互指導によって全職員が全業務を理解し対応できるようにする。また、業務量に鑑み、●人では不十分な

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

場合は、別途非常勤職員等を雇用する。いずれの場合も、研修を定期的に行い、利用者や市民の声に基づき、利用者にとって公平で便利な使用ができるよう改善を続ける。

② 企画事業の実施計画及び達成目標

提案事業について

音声館の特色を活かし、本学独自の人的・組織的・地域的ネットワークも最大限に活用して、伝統的な芸能・芸術の振興や市民の文化の向上を図る事業を企画し実施する。また、提案事業においても「新たなビジョン」に留意して企画を立案する。

■企画事業

[Redacted]

■既存事業の発展的継承

従来音声館で実施されてきた既存事業のうち、利用者・参加者のニーズについて慎重に検証し、そのニーズに鑑みて事業を持続する。実施方法や内容を変更せざるを得ない状況もあるだろうが、従来の利用者・市民にとって不利にならないよう可能な限りで大きな変更を伴わないよう留意し、さらに(潜在的な)利用者のニーズに対応した取り組みを目指す。

■新規事業の企画と実施

新規事業に関しては、定められた音声館の目的を満たしつつ、下記のような点を付加した事業を企画・実施する。いずれも本学や上記候補者がすでに有する人的・組織的・地域的ネットワークを活かして企画・実施可能な内容である。

○ [Redacted]

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

○ [Redacted]

■達成目標

○既存事業
 現行の令和4年度の収支状況によれば事業収入は6,500円とされているが、(潜在的)利用者のニーズ把握と幅広い広報活動により参加者年間 [Redacted] 名、事業収入 [Redacted] 円を目標とする。

○新規事業
 初年度は延べ参加者 [Redacted] 名、事業収入 [Redacted] 円を目標とし、令和7年度以降は順次拡大し、事業収入の目標値を年 [Redacted] 円ずつ高めていく。

③ 自主事業の実施計画及び達成目標

「第2次奈良市文化振興計画」を踏まえつつ、「新たなビジョン」の方針に従い、以下の自主事業を企画・実施する。ただし、音声館の一般利用や指定管理事業の実施に支障をきたさないよう十分に配慮する。

■基本的な理念: [Redacted]

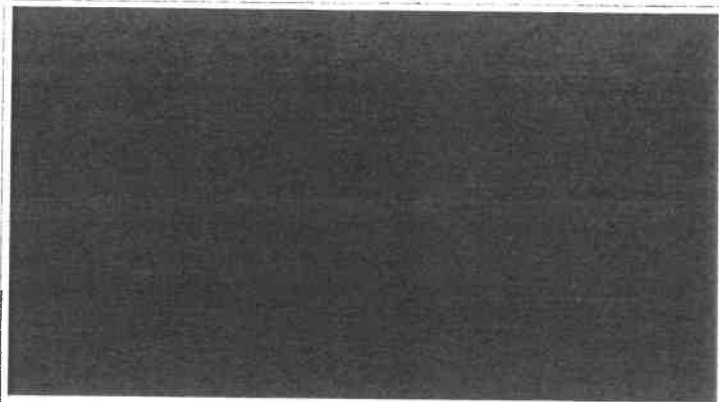
※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

■自主事業①: [Redacted]

■自主事業①の達成目標

■自主事業②: [Redacted]

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。



■自主事業②の達成目標



(4) 奈良市音声館における市民サービスの向上について

① 市民サービスの向上の方策

■問い合わせ・受付の [redacted]
上記(3)①でも言及したように、来館や電話での問い合わせ・受付に加えて、 [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted]

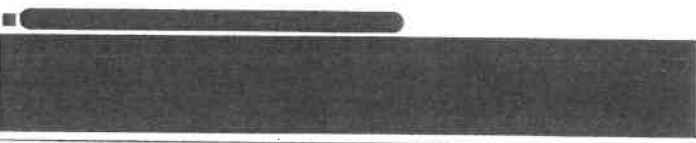
■利用者アンケートとそれに対するフィードバック(回答)および改善
(潜在的)利用者を対象に満足度調査やニーズ調査を行い、そのフィードバック(回答)ならびに実現可能な事項については積極的に実行・改善する。また、利用者アンケートだけでなく、各種媒体の口コミ等にも細やかに目を向け、市とも相談の上、問題がなければ、それらに対してもフィードバック(回答)を行う。

■最新技術の活用
[redacted]
[redacted] 利用者の直接的なサービス向上を図ったりする。

② 利用促進の方策

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

■広報活動の強化
奈良市音声館の各種情報を音声館のホームページだけでなく、そのリンクURL等や音声館での事業・活動の情報や様子等を他の媒体(SNS や雑誌等)でも発信することによって、より広く周知する。



(5) 奈良市音声館における管理運営経費の縮減について

① 指定管理料の提案額及び収支計画の概要

■基本的な考え方
本学は、「地域主義」を掲げ、地域住民の方々の公益に資する活動に取り組むことを社会的使命の1つとし、全国各地で様々な事業や活動を企画・運営してきた。奈良市においてもそういった活動を展開し、多彩な人々が参加できる場を提供することは、本学での教育・研究活動にとって非常に大きな意味を持つ。社会的意義や市民の公益を最優先するという姿勢のもと、下記に示す方策によって、提供するサービスを維持・発展させつつ、可能な限りの創意工夫で経費を縮減する。他方で、多彩な企画事業・自主事業によって収入を確保することで、市からの大きな補助には頼らない運営を目指し、指定管理料の縮減を実現したい。

■収支計画の概要
○支出の縮減
主に縮減するのは人件費、光熱水費および印刷製本費である。
・人件費： [redacted] まで縮減する。
・光熱水費： 昨今の燃料高騰等により費用が嵩むリスクは大いにあるが、 [redacted]
[redacted]
・印刷製本費： [redacted]
[redacted]
○収入の確保
[redacted]
[redacted]

■指定管理料の提案
・5年間総額 [redacted] 円を提案する。

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

(7) 奈良市音声館における施設の維持管理計画

① 施設・備品等の保全に関する考え方及び方策

○施設・備品等の保全に関する考え方

施設管理においては、安全性、機能性、経済性、環境負荷の低減等の観点から総合的に検討する。課題として指摘されているように、施設の老朽化が進む中、施設の長寿命化対策とライフサイクルコストを低減させる管理を行う。音声館の施設・設備に関する指定管理期間5年間の市の修繕計画等を踏まえ、施設の維持管理計画を作成し、実施する。

○本学のこれまでの経験の活用

大学施設ならびに大学が運営・管理する

の運営企画・管理実績を保全管理に活かす。これまでに、多くの学生が学び生活する大学施設や日本各地と連携・共創した商業施設の運営等で培ってきた実践的なノウハウやスキルを活かし、利用者の視点に立った細やかな対応に努める。

○音声館の施設・備品等の保全に関するマニュアル作成

各種維持管理作業の実施に際しては、奈良市および音声館の施設点検基準に従い、音声館の管理マニュアルやチェックシートを作成し、日常・定期点検を徹底し、不具合等の早期発見・早期改善に努める。

② 設備の保守・点検に関する考え方及び方策

■設備の保守・点検

○保守管理・点検全般

・音声館の建物設備を常時安全で適正に維持するために作業計画書に基づき、保守管理・点検の業務を行う。業務報告は書面で記録する。

・舞台吊物装置、舞台照明設備、舞台音響設備、各種ピアノ等、専門性が求められる設備の保守点検業務については専門業者に委託し、仕基準を遵守した点検・管理を実施する。

○施設点検

・日々の日常的な点検および定期点検を行うとともに、利用状況に応じ、適宜メンテナンス点検を行う。点検時には、破損、ひび、腐食、接合部等の緩みについて、点検用チェックシートに基づいてチェックを行う。

○日常の巡回(巡視)

・担当職員等による日常・定期の巡回においても、施設・設備ごとに目視による点検を徹底し、異状がある場合は、修繕等の必要な措置を実施する。イベント等の開催期間は巡回の頻度を高める等して対応する。

○利用者に配慮した保守点検日の設定

・利用者への影響を考慮し、保守点検は原則として、「()」(月回)に行う。また、事故等による急な保守業務が発生した場合は、可能な限り利用者の出入りが少ない時間帯に実施する等の工夫を行う。

○「維持管理計画」の策定と効果的な運用

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

・過去の修繕履歴の確認や劣化診断により、ライフサイクルコストの低減を意識した補修・更新を含み、施設特性、利用実態、予算等を踏まえた5年間の「維持管理計画」を策定して運用する。

・計画は、運用後、点検結果や状況変化等に合わせ、随時見直しを行う。

○専門職員と外部委託

・舞台・照明等の維持管理は、専門業者に委託する。その他、基本的なチェックポイントは専門業者の指導のもと、専門職員が、確認し点検を行う。

・作業後には、委任業者の持ち込み機器等と音声館所属の機器等とが混在したり、紛失したりすることのないように、種類と個数の確認を徹底する。

○設備点検のポイント

・利用時のトラブルを回避するため、起こりうる事故・トラブルを事前に想定し、下記ポイント等を徹底的にチェックする。

照明：点灯不良 光の点滅・切り替えの不具合

音響：ノイズ、マイクロフォンの断裂、ケーブルの不具合

吊物：電動機器の異音、ずれ等

■清掃および樹木剪定

○業務仕様書の作成と利用者視点に立った施設美観の維持

・担当職員が日常清掃および巡回清掃を行い、施設内の美観を維持するとともに、不審者・不審物を捜索し、館内の衛生と安全を保つ。

○日常清掃業務

・トイレ、廊下等の共用部分も日常清掃を行うことで長期的に清潔な状態を保つとともに、巡回点検の中で美観に不具合があった場合は、職員が適宜清掃を行う。

・貸室等の専用部分に関しては、利用者にも美観の維持に関し、ご理解ご協力いただけるよう、清掃方法や什器備品の設置図面を貸室に掲示する。

・施設的美観を維持するために、全職員は担当職員による清掃教育を受け、清掃能力の向上を図る。

○巡回清掃

・清掃場所に合わせて清掃マニュアルを活用して、1日回の定期巡回を実施し、汚染箇所があれば迅速に清掃を行う。天候や利用者数の変化に応じて、適宜清掃頻度を上げる等の工夫をし、また床すべりによる転倒等の事故防止や動線を考慮した清掃により美観を維持するとともに、利用者の安全を確保する。

○ポストコロナ対策

これまでの新型コロナウイルス感染症における対策ノウハウを活かし、各種感染症に対する防止対策を講じながら運営する。

(8) 奈良市音声館における施設の安全管理について

① 日常時の保安・警備等安全管理に関する考え方及び計画

○巡回点検の徹底(事故・犯罪等の抑止)

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

・音声館には不特定多数の往来が想定されるため、施設内外の死角となりやすい箇所を事前に調査して把握し、安全管理の計画を作成する。

・全職員による館内の巡回を徹底し、特に死角や事故が起きやすいと考えられる場所については、巡回の頻度・注意レベルを高める。とくに高齢者や女性、子どもの利用が多いイベント時期等には巡回数を増やす等、監視を強化する。

・巡回を頻繁に行うことによって、「管理者の目が行き届いた施設」というイメージを来館者等に訴求する。それにより施設内の安全と秩序を保ち、事故や犯罪、不審者の侵入の防止へとつなげる。

○きめ細やかな点検、整理・施設強化

・設備の不具合・破損・いたずら、忘れ物、不審物等がないかをチェックする。不具合が見つかり、その場で対応できるものについては、即時に回復に努める。

・火気の点検、消灯、施設等を徹底し、特に部外者禁止エリアの倉庫等については施設を徹底する。

・備品等については、種類や個数の徹底した管理とともに、それらを常に定めた保管場所に設置し、常時、整理整頓に努める。

○労働安全衛生について

・館内で起こる事故は、降雨等による床の滑りによる転倒、通路の不備による転倒、維持管理業務中の事故等が挙げられる。様々な公的施設の事故事例を検証するとともに、を活用した日常巡視点検や安全衛生推進会議、安全パトロールを実施し、安全性の向上を図る。

② 事故・災害等非常時の対応に対する方策

事故・災害等非常時には利用者の安全確保を最優先とし、日頃の訓練・研修により職員の危機対応能力を高め、事前および災害時の対策を強化することにより、緊急時対応体制を構築する。さらに、利用者の事故発生等を回避する観点から建築物の日常点検や早期修繕の徹底を図り、安全性の向上、事故の未然予防を実施する。

○利用者の安全を最優先

・事故・災害・傷病者等発生時においては、利用者の避難誘導、安全確保を第一とし、危機管理・消防に関する奈良市の方針や計画（「奈良市安全安心まちづくり基本計画」、「奈良市地域防災計画」、「奈良市国民保護計画」等）を全職員が十分に把握し、行動する。また、緊急時に支障をきたさぬよう、建築物の日常点検、早期修繕および予防保全の徹底を図る。

○上記奈良市の計画等に準拠した「音声館危機管理マニュアル」を作成し、机上訓練等により、職員の緊急時対応の研修・確認を行う。また、マニュアル中に課題が発見された場合や施設の災害時における役割が追加された場合は、適宜見直しおよび改善を実施する。

○防災訓練の実施及び事故災害時に有用な資格・技術の活用

奈良市が実施される防災訓練に参加し、緊急時において利用者様を安全に誘導できる体制の構築に努める。また「」や「」等の災害時に実用性のある資格・技術を活用することにより、職員の危機対応能力の維持・向上を図る。

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

③ 利用者の事故等に対する補償及び賠償

事故の未然防止対策や安全管理等は常時徹底するが、万一事故が起きた時には、来場者や職員等の身体の負傷や財物の損壊、あるいは不測の事態から生じる経済損失が生じる可能性がある。その対策として、以下の損害賠償保険に加入する。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

*事故の発生時には、速やかに緊急対策時のマニュアルに従った行動をとるとともに市への報告、保険会社への連絡を迅速に行う。

(9) 奈良市音声館における施設の目標設定について

① 施設利用者数

令和4年度の施設利用者数約41,000人を基準とし、従来の利用者や市民の利便性やニーズに配慮しつつ、新規の事業によって、新たな層の施設利用を促すことで、年度ごとに入場者数を延べ人ずつ、その他来場者を延べ人ずつ増加させ、することを目標とする。

なお、利用者・来場者の属性にも注意を払うこととし、従来の利用者・来場者とは異なる新規層（市外、若者世代、中年世代）の利用者・来訪者の増加を目指す。具体的には、上記の数値目標の%をこれらの新規層で達成することを目指す。

② 施設稼働率

令和4年度の施設稼働率（利用率）は、プレイルーム2の66.7%、ホール64.7%の他は、50%以下となっている。各スペースの利用状況や利用者・市民のニーズを慎重に調査し、適正な利用率の判断がまず必要である。

- ・
- ・
- ・
- ・
- ・
- ・

今後5年間の目標利用率（一般利用） （）内令和4年度との比較

ホール	<input type="text"/> %	<input type="text"/> （ <input type="text"/> ポイントアップ）
プレイルーム1	<input type="text"/> %	<input type="text"/> （ <input type="text"/> ポイントアップ）
プレイルーム2	<input type="text"/> %	<input type="text"/> （ <input type="text"/> ポイントアップ）
個人レッスン室1	<input type="text"/> %	<input type="text"/> （ <input type="text"/> ポイントアップ）
個人レッスン室2	<input type="text"/> %	<input type="text"/> （ <input type="text"/> ポイントアップ）
会議室1	<input type="text"/> %	<input type="text"/> （ <input type="text"/> ポイントアップ）

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

会議室2 ●% (● ポイントアップ)
和室1 ●% (● ポイントアップ)
和室2 ●% (● ポイントアップ)

上記の一般利用に加え、企画事業・自主事業による利用によって、さらに利用率を高める。なお、いずれにおいても、一般利用を最優先し、施設の空き状況によって企画事業・自主事業で利用する施設を決定する。

令和6年度の目標利用日数

企画事業：●日

自主事業①：●日

(目標利用日数 ●日/年)。

ただし、その際も一般利用の状況や市民・利用者のニーズを随時調査し、一般利用に支障が生じないように配慮しつつ、可能であれば企画事業・自主事業による利用を拡大し、効率的に施設を利活用する。

③ その他

○

(10) その他の事項について

① 施設の管理運営に関する情報公開に対する考え方及び方策

施設の管理運営に関する情報の透明性と迅速性を確保し、幅広く市民や他の人々に公開することが、公的な役割を果たす施設として市民や利用者から信頼を得る上で不可欠である。「奈良市情報公開条例」等の関連法令を遵守した上で、

② 法令遵守に対する考え方及び方策

法令遵守は、いかなる事業においてもその基盤である。関連する法令、計画、方針、協定、使用者等に基づいて業務を遂行する。奈良市との綿密なコミュニケーションによって定期的にそれらの改正や修正について情報を収集・整理し、全職員への研修も実施することで対処する。

また不正や不備が生じないよう内部監査も行い、法令遵守を徹底する文化を醸成する。なお、本学客員教員でもある法務顧問にも定期的に助言を受けられる環境を整えておく。これは個人情報の保護や人権の保護等も同様である。

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします

③ 個人情報の保護に対する考え方及び方策

「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、個人情報の取り扱いには細心の注意を払い、適切に管理・保護することが市民・利用者に対する責務である。個人情報保護法や関連する法令、奈良市の方針、本学の「学校法人大正大学個人情報保護方針」にも基づき、定期的な研修や監査を通じて情報管理の徹底を図る。

④ 人権の保護に対する考え方及び方策

人権を尊重し、全ての個人がその多様性を最大限に活かして活躍できる環境で実現することが、地域社会の持続性と発展性をもたらす。ダイバーシティとインクルージョンを基本方針とし、異なる背景や価値観、異なる性質を持つ多様な人々が互いの違いを尊重し、共生・共創していける取り組みを進める。具体的には、

⑤ 社会的効果・経済的効果を生み出す取組み

企画事業・自主事業において、伝統芸能等の文化振興を第一の目的とするが、そのような文化的効果に加え、
具体的には、第一に、

第二に、
である。

第三に、自主事業①で提案した、

最後に、自主事業②で提案した、

※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。



⑥ 多様な世代や地域を対象とした取組み

従来の利用者や市民の直接的な公益を尊重しつつ、現状、利用者が少ないと指摘されている [redacted] の利用をさらに促し、間接的にも [redacted]) を実現する。

第一に、 [redacted] である。 [redacted]



第二に、 [redacted] である。 [redacted]



⑦ 地域等における連携・貢献

前述⑥と重なるが、 [redacted]



また、本学が蓄積してきた [redacted]



※記入欄は必要に応じて大きさを変更してください。別紙に記入して提出することも可とします。

団体役員名簿

団体の名称		学校法人大正大学		
番号	(フリガナ) 役員の氏名	役職	住所	生年月日
1	オカモト センジョウ 岡本宣丈	理事長		
2	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	理事		
3	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	常務理事		
4	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	常務理事		
5	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	常務理事		
6	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	理事		
7	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	理事		
8	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	理事		
9	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	理事		

10	[REDACTED]	理事	[REDACTED]
11	[REDACTED]	理事	
12	[REDACTED]	専務理事	
13	[REDACTED]	理事	
14	[REDACTED]	監事	
15	[REDACTED]	監事	
16	[REDACTED]	監事	
17	[REDACTED]	常任監事	

団体役員名簿

団体の名称		株式会社 ティー・マップ		
番号	(フリガナ) 役員の氏名	役職	住所	生年月日
1	アベ カイシュウ	代表取締役		
	阿部 海秀			
2	イシダ ジュンコ	代表取締役		
	石田 順子			
3	██████████	取締役		
	██████████			
4	██████████	取締役		
	██████████			
5	██████████	取締役		
	██████████			
6	██████████	取締役		
	██████████			
7	██████████	取締役		
	██████████			
8	██████████	監査役		
	██████████			

市と大正大学地域連携教育推進協議会との選定に関するメール

送受信合計 7 通

(1 通目)

標 題：奈良市音声館指定管理者の募集について
差出人："文化振興課" <bunkashinko@city.nara.lg.jp>
宛 先：[REDACTED]
送信日時：2023 年 10 月 10 日 (火) 17:00

大正大学 [REDACTED] さま

いつもお世話になっております。
先日はサウンディング型市場調査にご参加いただきありがとうございました。
さて標記の件につきまして、奈良市音声館指定管理者の事業者募集を
本日より開始することになりましたのでお知らせいたします。
募集要項、仕様書など詳しくは下記の URL をご覧ください。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/siteikanri/187240.html>

ご検討宜しくお願い致します。

奈良市文化振興課

奥村 宜幸
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
TEL0742 (34) -4942

(2 通 目)

標 題 : RE: 奈良市音声館指定管理者の募集について

差出人 : ██████████

宛 先 : "文化振興課" <bunkashinko@city.nara.lg.jp>

送信日時 : 2023 年 10 月 10 日 (火) 17:02

奈良市文化振興課

奥村 様

お世話になっております、大正大学の ██████████ でございます。

ご連絡いただき誠にありがとうございます。

準備を進めさせていただきます。

引き続きよろしくお願いたします。

██████████

██████████
大正大学 ██████████
██████████

差出人: 文化振興課<mailto:bunkashinko@city.nara.lg.jp>

送信日時: 2023 年 10 月 10 日 17:00

宛先: ██████████

件名: 奈良市音声館指定管理者の募集について

大正大学 ██████████ さま

いつもお世話になっております。

先日はサウンディング型市場調査にご参加いただきありがとうございました。

さて標記の件につきまして、奈良市音声館指定管理者の事業者募集を

本日より開始することになりましたのでお知らせいたします。

募集要項、仕様書など詳しくは下記の URL をご覧ください。

<https://www.city.nara.lg.jp/site/siteikanri/187240.html>

ご検討宜しくお願致します。

奈良市文化振興課

奥村 宜幸

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号

TEL0742 (34) -4942

(3通目)

標 題: RE: 奈良市音声館指定管理者の募集について

差出人: "文化振興課" <bunkashinko@city.nara.lg.jp>

宛 先: [REDACTED]

送信日時: 2023年10月10日(火) 17:06

大正大学 [REDACTED] さま

いつもお世話になっております。
ご丁寧にご返信ありがとうございます。
何卒よろしくお願い申し上げます。

奈良市文化振興課 奥村

----- Original Message -----

Subject: RE: 奈良市音声館指定管理者の募集について

Date: Tue, 10 Oct 2023 08:02:53 +0000

From: [REDACTED]

To: "文化振興課" <bunkashinko@city.nara.lg.jp>

[REDACTED] wrote:

> 奈良市文化振興課

> 奥村 様

> お世話になっております、大正大学の [REDACTED] でございます。

> ご連絡いただき誠にありがとうございます。

> 準備を進めさせていただきます。

> 引き続きよろしくお願いたします。

> [REDACTED]

> *****

> [REDACTED]

> 大正大学 [REDACTED]

> [REDACTED]

> *****

> 差出人: 文化振興課 <mailto:bunkashinko@city.nara.lg.jp>

> 送信日時: 2023年10月10日 17:00

> 宛先: [REDACTED]

> 件名: 奈良市音声館指定管理者の募集について

> 大正大学 [REDACTED] さま

> いつもお世話になっております。

> 先日はサウンディング型市場調査にご参加いただきありがとうございました。

> さて標記の件につきまして、奈良市音声館指定管理者の事業者募集を

> 本日より開始することになりましたのでお知らせいたします。

> 募集要項、仕様書など詳しくは下記の URL をご覧ください。

> <https://www.city.nara.lg.jp/site/siteikanri/187240.html>

> ご検討宜しくお願い致します。

> *****

> 奈良市文化振興課

> 奥村 宜幸

> 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

> TEL0742 (34) -4942

> *****

(4 通 目)

標 題 : 奈良市音声館条例につきまして

差出人 : [REDACTED]

宛 先 : [REDACTED]

送信日時 : 2023 年 10 月 12 日 (木) 23:00

吉川様

お世話になっております、大正大学の [REDACTED] でございます。

「奈良市音声館条例」は PDF 等では公開されていませんでしょうか。
第一法規 WEB サービスのみでの限定公開でしょうか。

[REDACTED]

[REDACTED]

大正大学 [REDACTED]

[REDACTED]

(5 通 目)

標 題 : Re: 奈良市音声館条例につきまして

差出人 : [REDACTED]

宛 先 : [REDACTED]

送信日時 : 2023 年 10 月 13 日 (金) 08:30

[REDACTED] さま

お世話になります。
奈良市のホームページの例規集の中のみとなり、PDFにはなっておりません。

<https://ops-jg.dl-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85DFA88B&houcd=H406901010024&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj>

どうぞよろしくお願いいたします。

奈良市文化振興課
吉川

----- Original Message -----

Subject: 奈良市音声館条例につきまして

Date: Thu, 12 Oct 2023 14:00:51 +0000

From: [REDACTED]

To: [REDACTED]

[REDACTED] wrote:

> 吉川様
>
> お世話になっております、大正大学の [REDACTED] でございます。
>
> 「奈良市音声館条例」は PDF 等では公開されていませんでしょうか。
> 第一法規 WEB サービスのみでの限定公開でしょうか。

>

>

> [REDACTED]

> *****

> [REDACTED]

> 大正大学 [REDACTED]

> [REDACTED]

> *****

(6 通 目)

標 題 : RE: 奈良市音声館条例につきまして

差出人 : [REDACTED]

宛 先 : [REDACTED]

送信日時 : 2023 年 10 月 13 日 (金) 08:39

吉川様

例規集に入っているのですね、自力で見つけられず困っておりました。
拝見できました。ありがとうございました。

[REDACTED]

[REDACTED]

大正大学 [REDACTED]

[REDACTED]

差出人 : [REDACTED]

送信日時 : 2023 年 10 月 13 日 8:30

宛先 : [REDACTED]

件名 : Re: 奈良市音声館条例につきまして

[REDACTED] さま

お世話になります。
奈良市のホームページの例規集の中のみとなり、PDFにはなっておりません。

<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85DFA88B&houcd=H406901010024&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj>

どうぞよろしく願いたします。

奈良市文化振興課

16.学校給食費のコストの変化が分かるもの（過去5年間）

教育部 保健給食課

【賄材料費支払実績額】

（単位：円）

年度	合計
H30	1,122,441,950
R1	1,052,408,860
R2	995,665,355
R3	1,130,039,961
R4	1,191,286,803

17. 心のふるさと応援寄附促進経費の内訳

総務部 納税課

(単位:円)

	令和5年度 当初予算	内 訳
報償費	1,000,000	トラベルクーポン費
消耗品費	420,000	コピー用紙、のり、インク
印刷製本費	1,996,000	リーフレット、パンフレット作成
通信運搬費	4,253,000	受領証明発送、パンフレット発送
広告料	5,680,000	ネット広告、デジタルサイネージ、リーフレット設置
手数料	64,916,000	ポータルサイト(チョイス・楽天・ふるなび等)
委託料	237,020,000	ポータルサイト(さとふる)・中間事業者
計	315,285,000	